

新	旧
<p>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>(40) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 (略)</p> <p>(41) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 (略)</p>	<p>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>(38) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 (略)</p> <p>(39) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 (略)</p>
別記3	別記3
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 対象事業 (略)</p> <p>3 補助対象経費 (略)</p> <p>4 交付要件</p> <p>次の（1）～（4）のいずれをも満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</p> <p>ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関<u>及び当該派遣医師を受け入れる医療機関</u>については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。</p> <p><u>※派遣受入医療機関においては、様式2「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の（1）イ（オ）に派遣元となる医療機関名を記載すること。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 対象事業 (略)</p> <p>3 補助対象経費 (略)</p> <p>4 交付要件</p> <p>次の（1）～（4）のいずれをも満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</p> <p>ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

新	旧
<p>5 算定方法等</p> <p>(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。2 (1) ③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価（※）とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p> <p>※前年度に当該事業を活用していない医療機関に限り、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする。(令和3年度限りの措置)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>5 算定方法等</p> <p>(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2 (1) ③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価（※）とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p> <p>※前年度に当該事業を活用していない医療機関に限り、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする。(令和3年度限りの措置)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

新

様式 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名	□	
住所	□	
代表者（管理者）名	□	
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

□

(実績等) □

1 当該事業に係る 最大使用病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している 最大使用病床数 ※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時に精神科病床数
	一般病床	床
	□	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数：（ ）件	
	□	
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えなし）□	□②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件	□
	期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	□
	□②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）□	□
	□③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）□	□
	□③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）□	□
	□④ その他在宅医療 実績等（ ）□	□
	4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。□

(記載上の注意) □

1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。□

なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。□

2 様式2を添付すること。□

旧

様式 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名	□	
住所	□	
代表者（管理者）名	□	
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

□

(実績等) □

1 当該事業に係る 稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している 稼働病床数 ※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時に精神科病床数
	一般病床	床
	□	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数：（ ）件	
	□	
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えなし）□	□②ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件	□
	期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる	□
	□②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ）□	□
	□③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ）□	□
	□③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ）□	□
	□④ その在宅医療 実績等（ ）□	□
	4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。□

(記載上の注意) □

1 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。□

なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。□

2 様式2を添付すること。□

新	旧
様式 2（略）	様式 2（略）
別記 4（略）	別記 4（略）
（別葉 1）～（別葉 3）（略）	（別葉 1）～（別葉 3）（略）
（別紙様式 1）～（別紙様式 2）（略）	（別紙様式 1）～（別紙様式 2）（略）
（別添様式 1）～（別添様式 2）（略）	（別添様式 1）～（別添様式 2）（略）